

標 題：

パナマ籍船のトン数証書の件

NK テクニカル インフォメーション

No. 27

昭和59年11月22日

関係船主、造船所 各位

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、今般首題の件に関し、パナマ政府から Merchant Marine Circular No.76を受取りましたので、その内容を下記の通りお知らせ致します。

Merchant Marine Circular No.76

パナマ共和国の D.C.M.A (The Directorate General of Consular and Maritime Affairs) は、1984年11月30日付で、認定されたパナマ法人以外の団体及び船級協会がパナマ籍船のトン数証書を発行することの権限を取り消すことを、ここに通知する。

このような団体及び船級協会は、1984年12月1日より前にトン数証書発行にかかわる業務を開始した船舶については、それを完了させ、トン数証書を発行しても差支えない。但し、同日以降、新たに業務を開始してはならない。

本件についての質問の宛先は次の通りです。

Directorate of Consular and Maritime Affairs

New York Representative Office

1270 Avenue of The Americas New York, New York

10020

敬 具